

「川越市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則（案）」に対する意見募集の概要

1 募集期間

平成 29 年 1 月 30 日（月）～2 月 28 日（火）の 30 日間

2 案件名

「川越市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則（案）」に対する意見募集

3 意見募集の趣旨

本市では、川越市地球温暖化対策条例第 19 条第 2 項及び同施行規則第 11 条第 2 項第 2 号において、ガス事業法に規定する一般ガス事業者から、市内への供給量等の情報を提出するよう求めることができるとしています。

平成 29 年 4 月 1 日から、ガス事業法が改正され、「簡易ガス事業者」及び「一般ガス事業者」という用語が「ガス小売事業者」に統一されます。これに伴い、本市規則も法律と同様に用語を修正した場合、これまで情報の提出を求める対象でなかった簡易ガス事業者も、対象に含まれることとなります。

当意見募集は、このことについて、市民等からの意見を募集しようとするものです。

4 案の閲覧方法

- ① 紙ベースによる閲覧…環境政策課、市民センター、南連絡所
- ② 電子媒体での閲覧…川越市ホームページ

5 意見を提出できる者

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内の事業所等に在勤する者
- ③ 市内の学校に在学する者
- ④ その他、案に対して利害関係を有する者

6 提出方法

- ① 直接持参
- ② 郵送（2月28日消印有効）
- ③ ファクス
- ④ 川越市ホームページからの意見提出（意見フォーム）

7 意見の取り扱い

- ① 意見は取りまとめた後、個人情報を除いて公表する。
- ② 類似の意見は取りまとめる。
- ③ 意見を提出した者への個別の回答は行わない。
- ④ 収集した個人情報は目的外には使用しない。

8 案の備付け依頼先

各市民センター及び南連絡所